

## ③ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案

国が定める基準を基本に、保育の質を確保するために必要と判断される基準については国基準に上乘せをする。なお、この資料では、主要な項目の基準を掲載し、それ以外の項目については国基準のとおりとする。

※【従】は従うべき基準、【参】は参酌すべき基準

項目	基準案
一般原則（対象） 【参】	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。
放課後児童支援員 【従】	保育士・社会福祉士・教員資格のある者、大学において社会福祉学等を修めて卒業した者 高等学校卒業等者等で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者 放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。  ※ 現行の資格基準に「類似する事業に従事した者」及び研修義務を加える。
職員数 【従】	一の支援の単位40名以下につき2名以上  《国基準との比較》 国基準では「ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」とされているが、この規定を削除することで現行の基準と同様にし、国基準に上乘せをする。
専用区画 【参】	1人あたりおおむね1.65㎡以上

## ○ 学童クラブのスポット利用の新設について

春休み、夏休み、冬休みの学校長期休業日のみ登録、利用する仕組みを新設し、別途利用料を設定する。